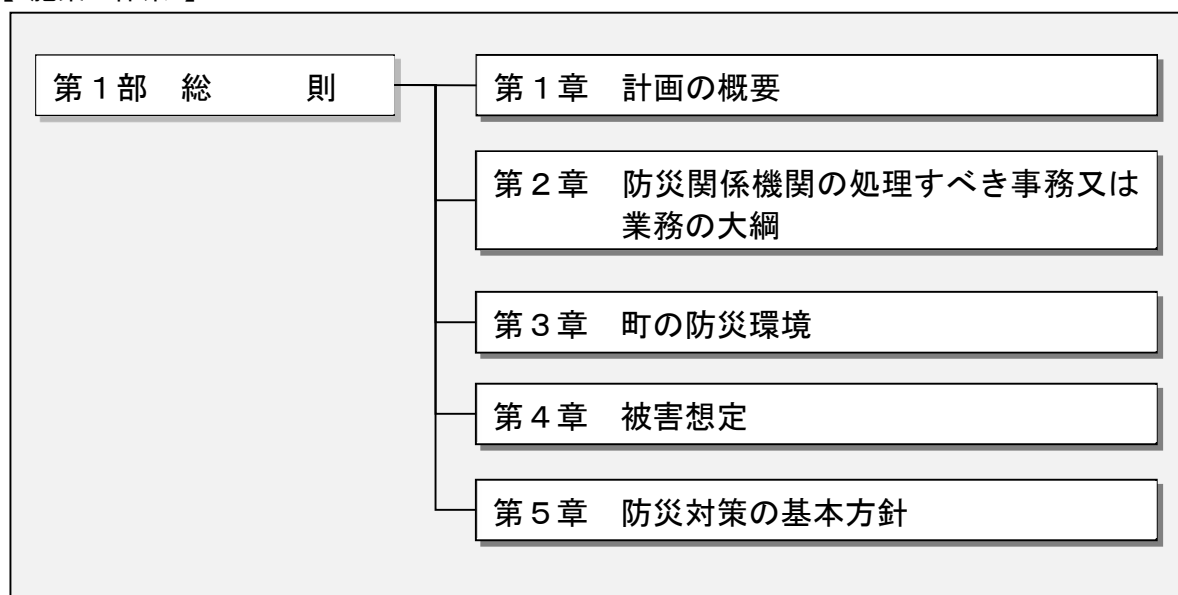


第 1 部 総 則

【 施策の体系 】



第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

滑川町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定により滑川町防災会議が作成する計画で、滑川町の地域にかかる災害対策について、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、次の事項について定め、滑川町（以下「町」という。）、埼玉県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が、その有する全機能を有効に発揮するとともに、住民との積極的な協力により防災活動を効果的に実施し、住民の生命、身体及び財産の保護、郷土の保全を図ることを目的とする。

- 1 町、町の区域を管轄する指定地方公共機関及び町の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他町の地域に係わる防災に関し、必要と認められる事項
[資料編] 7-1 滑川町防災会議条例

第2節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

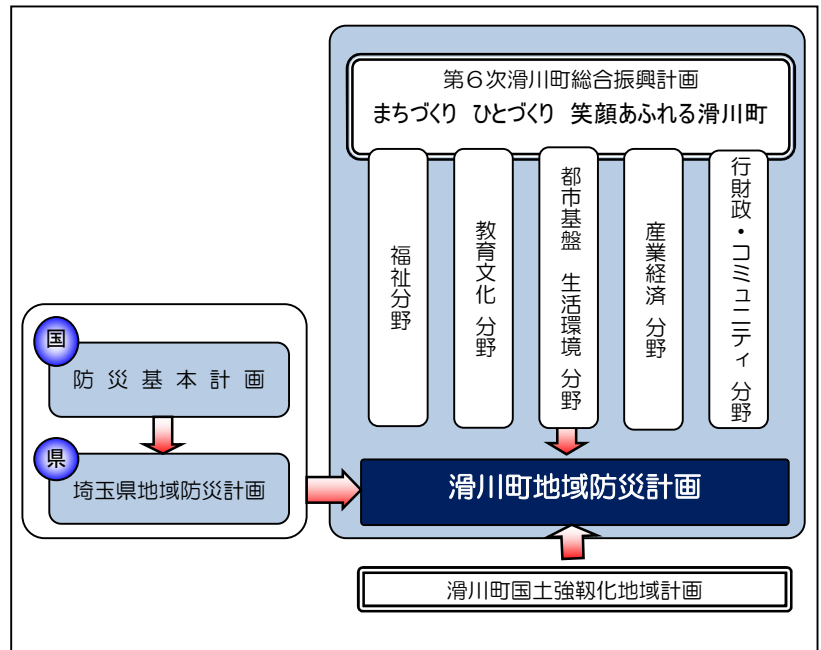
- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 町 | 滑川町 |
| 2 町防災計画 | 滑川町地域防災計画 |
| 3 本部 | 滑川町災害対策本部 |
| 4 本部条例 | 滑川町災害対策本部条例 |
| 5 県 | 埼玉県 |
| 6 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 7 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 8 県支部 | 埼玉県災害対策本部川越支部 |
| 9 災対法 | 災害対策基本法 |
| 10 救助法 | 災害救助法 |
| 11 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
| 12 消防本部 | 比企広域市町村圏組合比企広域消防本部 |
| 13 防災関係機関 | 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等 |
| 14 協定締結団体等 | 災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者 |

第3節 計画の位置づけ

災害対策においては、国や県との連携が重要となるため、国防災基本計画や県防災計画との整合を図る。

また、町の上位計画である第6次滑川町総合振興計画前期基本計画「第3章 暮らしやすい快適なまちづくり」では「安全で安心な生活を守る仕組みづくり」を掲げており、町ぐるみで地域の安全性を高める、総合的な取組の推進を目指している。

町防災計画の策定にあたっては、総合振興計画の将来都市像の実現に向けて、住民・事業者・行政が一体となって、地域防災活動の活性化を図れるよう策定を進める。併せて滑川町国土強靱化地域計画（令和4年3月策定）について、国土強靱化に関する指針として位置付ける。



第4節 計画の構成

町防災計画は、本編及び資料編で構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本編	
第1部 総則	計画の目的や位置づけ、地域の特性、被害想定等の整理を行い、防災対策基本方針を明確にするとともに、防災関係機関の役割分担等についてまとめている。
第2部 災害予防計画	災害の発生を未然に防止するため、平素から実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
第3部 風水害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その発生を防御し、発生した場合は、その被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等被害の拡大を防止する計画とする。
第4部 震災応急対策計画	
第5部 大規模事故応急対策計画	
第6部 複合災害対策計画	
第7部 復旧復興対策計画	災害により被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業の対策についての計画とする。
第8部 広域応援計画	首都直下地震による広域災害発生時における広域応援に備える計画とする。
資料編	

第5節 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認められるときは、これを修正する。

第6節 計画の習熟

各課等は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、町、県、防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 町及び関係機関

1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する。

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努める。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
滑川町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議の開催及び町災害対策本部の設置に関する事 2 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1)組織の整備に関する事 (2)予防、訓練に関する事 (3)物資、資材の備蓄、整備、点検に関する事 (4)施設及び設備の整備、点検に関する事 (5)予防思想の普及、宣伝に関する事 (6)その他の災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事 3 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)災害応急対策に必要な組織、招集、情報の収集、財政金融等に関する事 (2)警報の発令、伝達及び避難指示に関する事 (3)消防、水防その他応急措置に関する事 (4)被災者の救難、救助その他保護に関する事 (5)災害を受けた児童生徒等の応急教育に関する事 (6)施設及び設備の応急復旧に関する事 (7)清掃、防疫、その他保健衛生措置に関する事 (8)犯罪の予防、その他災害地における社会秩序の維持に関する事 (9)緊急輸送の確保に関する事 (10)その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事 4 災害復旧 <ol style="list-style-type: none"> (1)被災した施設の復旧に合わせて、再度災害を防止するための施設の新設又は改良に関する事 (2)町民の生活の早期再建に関する事

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
比企広域消防本部 東松山消防署滑川分署	1 消防施設、消防本部態勢の整備に関する事 2 救助及び救援施設、態勢の整備に関する事 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 4 消防知識の啓発、普及に関する事 5 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 6 火災発生時の消火活動に関する事 7 水防活動の協力に関する事 8 被災者の救助、救援に関する事
比企広域消防本部 滑川消防団	1 火災発生時の消火活動に関する事 2 水防活動の協力に関する事 3 救助、救援に関する事 4 消防知識の啓発、普及に関する事 5 その他災害活動に関する事

3 一部事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
小川地区衛生組合	災害廃棄物の処理に関する事 災害時におけるごみ処理、し尿処理に関する事
比企広域市町村圏組合 東松山斎場	災害時における火葬に関する事

第2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
川越比企地域振興 センター	1 市町村及び地域機関の被害情報の収集に関する事 2 市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関する事 3 災害応急対策の把握に関する事 4 市町村災害対策活動の支援に関する事 5 防災基地の開設に関する事
西部福祉事務所	1 被害情報の収集及び報告に関する事 2 災害救助の実施に関する事 3 被害者の救助、救難その他の保護に関する事
東松山保健所	1 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事 2 各種消毒等の指導に関する事 3 細菌及び飲料水の水質検査に関する事 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事 5 災害救助食品の衛生に関する事 6 被災者の医療助産その他の保健衛生に関する事
東松山農林振興 センター	1 農作物、農業用施設、農地の被害状況の調査に関する事 2 主要農作物の種子、その他農業用資材の調達あっせんに関する事 3 被害農作物の管理、病虫害の防除指導、農業災害融資に関する事 4 土地改良施設の災害応急対応指導に関する事
東松山県土整備事務所	1 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事 2 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事

第1部 総則 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西 部 教 育 事 務 所	1 教育関係の被害状況の調査に関すること 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること 3 教科書及び教材等の配給に関すること 4 重要文化財の保護に関すること 5 災害地学校の給食指導に関すること
東 松 山 警 察 署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること 2 警告及び避難誘導に関すること 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること 4 交通の秩序の維持に関すること 5 犯罪の予防検挙に関すること 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること 7 漂流物等の処理に関すること 8 その他治安維持に必要な措置に関すること

第3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
関東財務局	1 災害査定立会に関すること 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3 地方公共団体に対する融資に関すること 4 国有財産の管理処分に関すること
関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区气象台 熊谷地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第1部 総則 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	<p>6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</p>
<p>関東総合通信局</p>	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p>
<p>埼玉労働局 川越労働基準監督署 川越公共職業安定所</p>	<p>1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること</p>
<p>関東地方整備局</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置</p>

第4 陸上自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮駐屯地)	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のため緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

第5 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
NTT東日本(株) 埼玉事業部	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時における重要通信の確保に関すること 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
(株)NTTドコモ 埼玉支店 KDDI(株) 北関東総支社 ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株) 東松山郵便局 滑川福田郵便局 滑川月輪簡易郵便局 滑川羽尾郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分等に関すること
日本放送協会 (NHK)	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東日本高速道路(株)	1 東日本高速道路の保全に関すること 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
日本通運(株)埼玉支店	1 災害応急活動のため、知事の車両借上要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東武鉄道(株) 森林公園駅 つきのわ駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県トラック協会	1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
ガス供給事業者 武州ガス(株) 松栄ガス(株)	1 ガス供給施設(埋設管、製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2 ガス供給の確保に関すること
(一社)埼玉県LPGガス協会	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること
(株)テレビ埼玉	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナックファイブ	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会、 (公社)埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県バス協会	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
J A 埼玉中央滑川支店	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整 6 災害時の燃料供給に関する事
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事
滑川町社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置に関する事 2 要配慮者の支援に関する事 3 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
滑川町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練等の協力に関する事 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事 2 災害時における入所・通所者の収容、保護に関する事 3 災害時における避難行動要支援者等の一時入所等の協力に関する事
自主防災組織等住民組織	1 町が実施する応急対策についての協力に関する事。 2 災害時における避難行動要支援者等の避難支援に関する事

第8 住民及び事業者の基本的責務

1 住民の果たす役割

住民は「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、町が提供する各種災害対策情報等を活用し、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具等の転倒防止、出火防止対策、住宅用火災警報器の設置など、災害に対する備えを講じるとともに、災害発生時には住民自らが隣近所、地域で協力し合い、被害の軽減及び拡大防止に努める。

2 事業者の果たす役割

事業者は、従業員及び来訪者の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、町や防災関係機関、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上の寄与に努める。また、耐震化など施設・設備の安全対策や食料、飲料水等の備蓄、帰宅困難者対策、事業継続計画(BCP)の策定に努める。

第3章 町の防災環境

第1節 自然条件

第1 位置、地勢、気候

1 位置

町は埼玉県のほぼ中央に位置し、東と南に東松山市、西に嵐山町及び北に熊谷市にそれぞれ隣接している。町域は東西に約4.8km、南北に約7.2km、総面積は29.68km²の南北に長い長方形の形をしている。また、東京都心から60km圏、東武東上線で約1時間の距離にある。

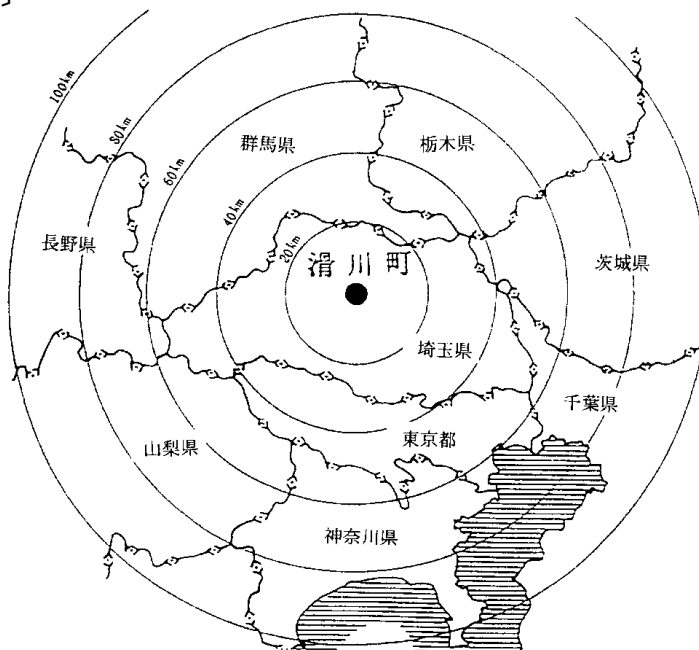
〔滑川町方位〕

区分	所在	緯度（北緯）	経度（東経）
北端	大字土塩字柿町地内	36° 6′ 14.5″	139° 20′ 42.2″
南端	大字都地内	36° 2′ 11.7″	139° 22′ 04.6″
東端	大字山田字甲追山地内	36° 6′ 06.4″	139° 23′ 13.7″
西端	大字和泉字西裏地内	36° 5′ 26.0″	139° 19′ 15.3″

〔滑川町面積〕

行政区名	面積（km ² ）	行政区名	面積（km ² ）
下 福 田	2. 9 9 4	月 輪	2. 5 1 4
上 福 田	3. 6 5 1	都	0. 8 1 7
山 田	4. 1 0 5	羽 一	2. 7 4 2
土 塩	1. 9 0 8	羽 二	2. 7 3 1
和 泉・菅 田	2. 2 7 2	羽 三	0. 0 1 8
中 尾	2. 1 5 1	六 軒	0. 3 0 4
伊 古	2. 3 2 4	みなみ野・十三塚	0. 2 2 1
水 房	0. 9 2 8		
総面積	29. 6 8 km ²		

〔滑川町位置図〕



2 地勢

町は、町面積の6割を占めるなだらかな比企丘陵地域が広がっており、南端は東松山台地がかすめる。比企丘陵は、海底火山の噴出物が変質したグリーンタフ（緑色凝灰岩：福田石など）や砂泥互層などで形成されている。

最標高は町の北西部にある二ノ宮山の131.8mで、中央部にある役場は海拔44.3m、南部の森林公園駅は39.9mの場所に位置している。町内の河川は、町の北端を和田川、中央部を滑川、南部を市野川と一級河川が流れており、河川の周辺地域は主に沖積低地で、一部には崖錐が見られる。

また町には、大小約200のため池（沼を含む。）が点在しており、河川とともに農業のかんがい用水として利用している。

3 気候

(1) 平年値

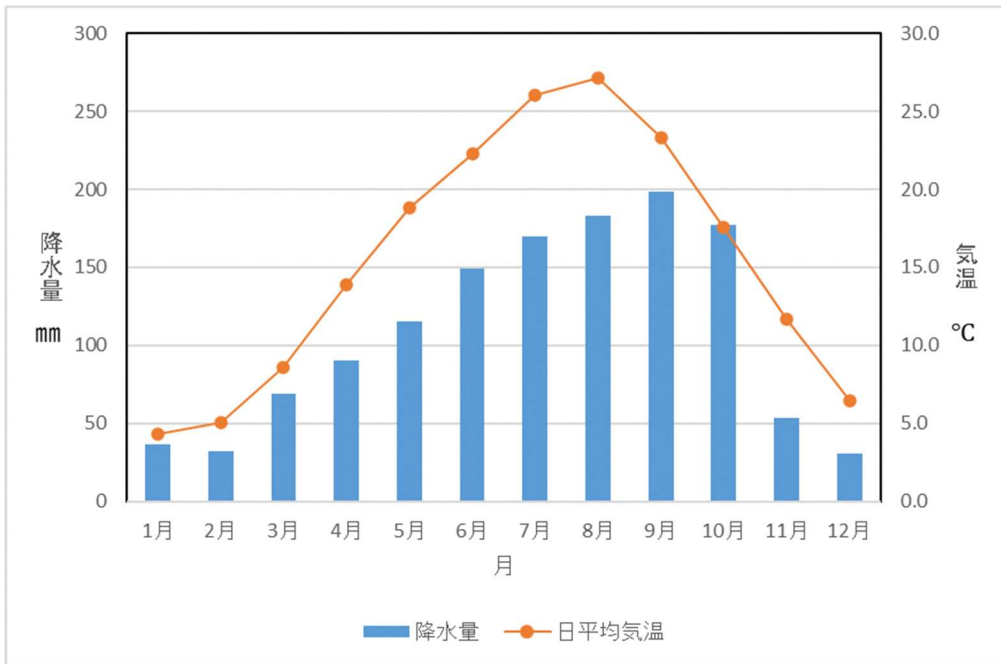
町の気候は内陸性の太平洋側気候で、夏は高温多湿で雷雨が多く、冬は低温乾燥で北西の季節風が強く晴天の日が多いのが特徴で、寒暖の差の大きい気候特性を持っている。

熊谷地方気象台の平年値（平成3年（1991）年から令和2年（2020年）までの過去30年間の平均）は、年間降水量は1,305.8mm、年平均気温は15.4℃、年平均湿度は65%となっている。月別では、降水量は台風や秋雨の影響で9月が198.2mmで最も多く、12月が30.9mmで最も少ない。日平均気温の最低は1月の4.3℃、最高は8月の27.1℃となっている。

■降水量・気温の月別平年値（熊谷：1991-2020年の30年間の平均）

項目 月	降水量 (mm)	平均気温(℃)			平均風速 (m/s)	相対湿度 (%)
		日平均	(m/s)	日最低		
1月	36.5	4.3	2.9	-0.4	2.9	53
2月	32.3	5.1	3.1	0.3	3.1	52
3月	69.0	8.6	3.0	3.6	3.0	55
4月	90.7	13.9	2.7	8.6	2.7	60
5月	115.1	18.8	2.5	13.9	2.5	64
6月	149.5	22.3	2.2	18.3	2.2	73
7月	169.8	26.0	2.1	22.3	2.1	76
8月	183.3	27.1	2.1	23.3	2.1	74
9月	198.2	23.3	2.0	19.7	2.0	75
10月	177.1	17.6	2.0	13.7	2.0	71
11月	53.5	11.7	2.2	7.2	2.2	65
12月	30.9	6.5	2.6	1.8	2.6	58
年間	1305.8	15.4	2.5	11.0	2.5	65

資料)「気象庁ホームページ」



(2) 上位の値

熊谷地方気象台において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

降水量のうち日降水量の最大値は、昭和57年(1982年)9月12日に台風第18号により記録した301.5mmである(2位の292.4mmはカスリーン台風)。10分間降水量の最大値は、令和2年(2020年)6月6日に記録した50mmで、この値は2025年9月現在、国内でも歴代2位にあたる。また、年降水量の最大値は1998年の1870mm、最小値は1984年(国内各地で渇水が発生)の713mmである。

気温については、日最高気温は平成30年(2018年)7月23日に記録した41.1°C(当時の最高記録を更新)、日最低気温は大正8年(1919年)2月9日に記録した-11.9°Cである。

風向・風速については、日最大風向・風速は明治23年(1900年)9月28日に記録した西の風31.7m/s、日最大瞬間風向・風速は昭和41年(1966年)9月25日に記録した南東の風41.0m/sである。

■観測史上1～5位の値(熊谷地方気象台、年間を通じての値)

要素名 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2025/9
日最大10分間降水量 (mm)	50 (2020/6/6)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	1937/1 2025/9
日最大1時間降水量 (mm)	88.5 (1943/9/3)	85 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.5 (2025/7/10)	76 (1995/8/22)	1915/6 2025/9
年降水量の多い方から (mm)	1870 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896年 2025年
年降水量の少ない方から (mm)	713 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885 (1978)	1896年 2025年
日最高気温の高い方から (°C)	41.1 (2018/7/23)	40.9 (2007/8/16)	40.7 (2025/8/5)	40.2 (2025/8/30)	40 (2024/7/29)	1896/12 2025/9
日最低気温の低い方から (°C)	-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2025/9

第1部 総則 第3章 町の防災環境

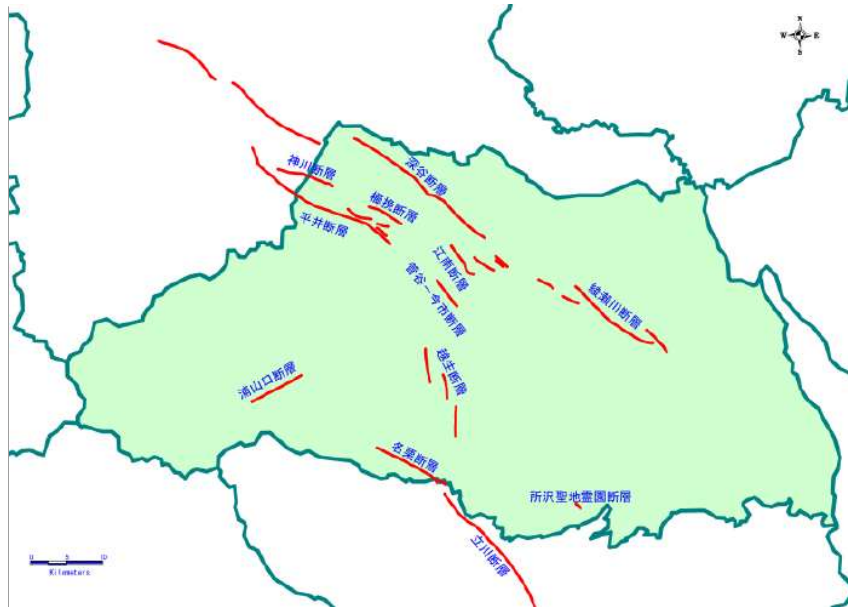
第1節 自然条件

日最大風速・風向 (m/s)	31.7 西 (1900/9/28)	22.8 南東 (1966/9/25)	21.5 西北西 (1915/2/4)	21.1 南 (1959/9/27)	20.5 西 (1917/10/1)	1896/12 2025/9
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.0 南東 (1966/9/25)	31.9 北西 (1996/7/3)	31.6 南 (1959/9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	31.3 南東 (2018/10/1)	1940/1 2025/9

資料) 気象庁ホームページ (2025年9月時点)

第2 活断層の状況

活断層は、地震が過去に繰り返し発生しており、今後も地震が発生すると考えられている断層であり、活断層によるいわゆる直下型地震が発生した場合には、大きな被害が発生するため、国においても活断層の調査が進められている。



町付近においては、町域北部の熊谷市との境界付近に深谷断層帯が走っている。深谷断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる断層帯である。

政府の地震調査研究推進本部の活断層長期評価によると、深谷断層帯と綾瀬川断層全体が同時に活動した場合、M8.0程度の地震が発生すると予想されている。

埼玉県における主要活断層の概要及び位置図を次に示す。

■埼玉県の主要活断層帯の概要

活断層のくくり (評価単位区間)	所在 都県	断層帯の位置	断層帯 の長さ	各区間が単 独で活動す る場合の地 震の規模(M)	複数区間が同 時に活動す る場合の地震の 規模(M)
深谷断層帯 ^{※1}	群馬県 埼玉県	群馬県高崎市上里見町から安中市、高崎市、藤岡市、埼玉県児玉郡上里町、神川町、美里町、本庄市、大里郡寄居町、深谷市、熊谷市、比企郡滑川町、吉見町、東松山市、鴻巣市に至る。	約69km	7.9程度	7.5程度 ^{※4} ・ 8.0程度 ^{※5}
綾瀬川断層 ^{※1} (鴻巣-伊奈区間)	埼玉県	埼玉県鴻巣市から北本市、桶川市、北足立郡伊奈町、上尾市、蓮田市、春日部市、さいたま市、越谷市などを経て川口市に至る。	約19km	7.0程度	
綾瀬川断層 ^{※1,2} (伊奈-川口区間)	埼玉県	埼玉県比企郡ときがわ町から入間郡越生町、毛呂山町を経て日高市に至る。	約14km (地表長さ)	6.7程度	—
立川断層帯	埼玉県 東京都	埼玉県飯能市から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る	約33km	7.4程度	—

- ※1 深谷断層帯・綾瀬川断層については、関東平野北西縁断層帯（平井－櫛挽断層帯・主部の2区分）及び元荒川断層帯（北部・南部の2区分）として評価を行っていたが、新たな知見に基づき、関東平野北西縁断層帯の平井－櫛挽断層帯から主部の一部までを深谷断層帯、また、元荒川断層帯の北部（関東平野北西縁断層帯の一部）を綾瀬川断層帯の鴻巣－伊奈区間、元荒川断層帯の南部を伊奈－川口区間として評価した。
- ※2 綾瀬川断層南部（伊奈－川口区間）は、元荒川断層帯の南部に対応し、活断層ではないとされていたが、新たな知見により活断層の可能性が認定された。
- ※3 これまで M7 以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯を対象として長期評価を行っていたが、評価手法が変更されたため新たに対象となった。
- ※4 綾瀬川断層全体が同時に活動した場合
- ※5 深谷断層帯と綾瀬川断層全体が同時に活動した場合

活断層のくくり (評価単位区間)	地震発生確率 ^{注1)}			地震後 経過率 ^{注2)}	平均活動間隔
	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.2%	ほぼ0%～ 0.5%	0.2-0.6	10000年-25000年程度 約6200年前以後-約5800年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣－伊奈区間)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1-0.3	45000年-71000年程度 約15000年前以後-9000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈－川口区間)	不明 ^{注3)}	不明 ^{注3)}	不明 ^{注3)}	不明 ^{注3)}	不明 不明
越生断層	不明 ^{注3)}	不明 ^{注3)}	不明 ^{注3)}	不明 ^{注3)}	不明 不明
立川断層帯 ^{注4)}	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	0.9-2.0	10000年-15000年程度 約20000年前以後-13000年前以前

注1) 確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

注2) 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

注3) 平均活動間隔が判明していないため、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

注4) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

資料) 「主要活断層帯の長期評価結果一覧(2025年1月1日での算定)」(令和7年1月、地震調査研究推進本部)
「関東地域の活断層の長期評価(第一版)」(平成27年4月、地震調査研究推進本部)
「活断層データベース」(産業技術総合研究所) <https://gbank.gsj.jp/activefault/>

■ 埼玉県の主要活断層帯の位置図



番号	名称
5	太田断層(群馬県)
7-1	深谷断層帯
7-2	綾瀬川断層
8	越生断層
9	立川断層

資料) 「関東地域の活断層の長期評価(第一版)」(平成27年4月、地震調査研究推進本部)

第2節 社会環境

1 人口

(1) 総人口・世帯数

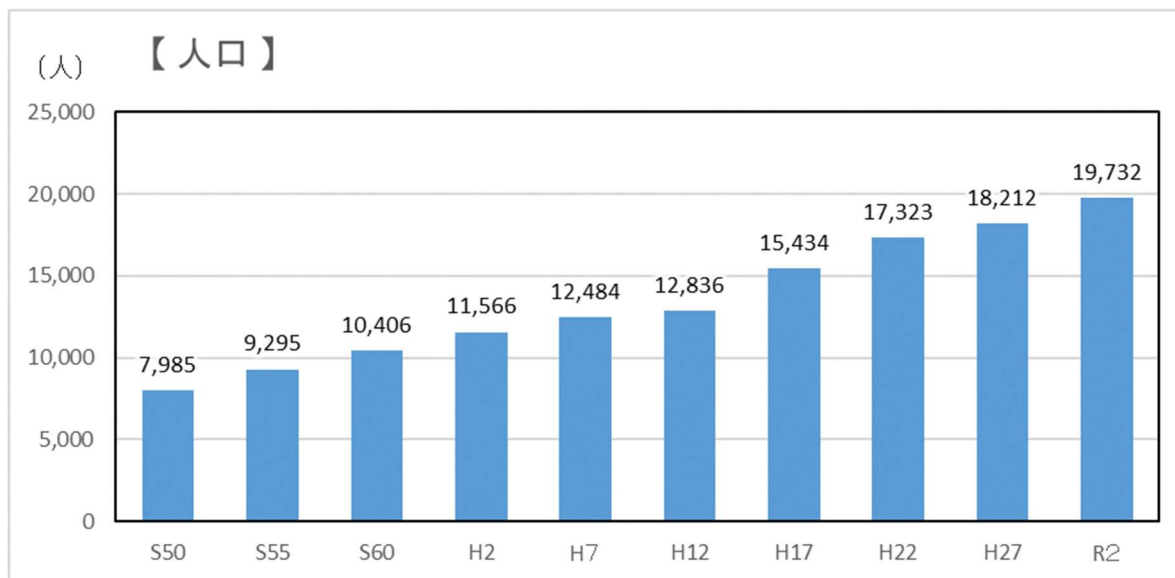
令和2年の国勢調査によれば、町の人口は19,732人、世帯数は7,650世帯で1世帯当たり人員は2.58人となっている。

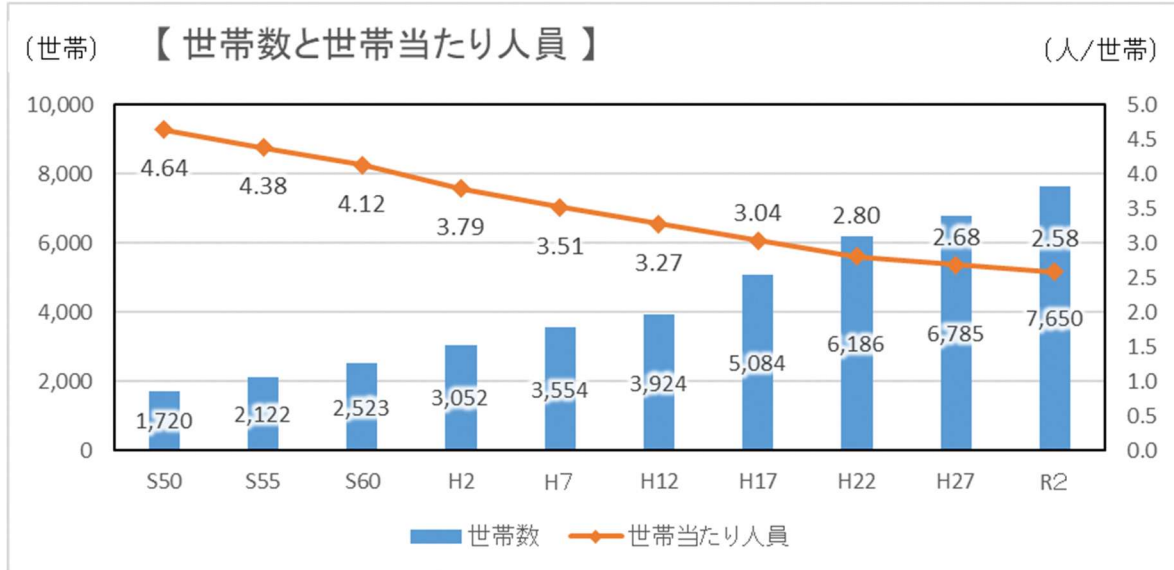
人口の推移をみると、昭和50年から令和2年までの45年間、増加傾向が続いている。世帯数についても同様に増加を続けているが、核家族や単身世帯の増加により世帯当たり人員は減少傾向が続いている。

■人口及び世帯数の推移(国勢調査、昭和50年～令和2年)

年	人口(人)			人口密度 (人/㎢)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人員(人)
	総数	男	女			
S50	7,985	3,960	4,025	270.9	1,720	4.64
S55	9,295	4,692	4,603	315.3	2,122	4.38
S60	10,406	5,268	5,138	353.0	2,523	4.12
H2	11,566	5,894	5,672	389.3	3,052	3.79
H7	12,484	6,380	6,104	420.2	3,554	3.51
H12	12,836	6,556	6,280	432.0	3,924	3.27
H17	15,434	7,891	7,543	519.5	5,084	3.04
H22	17,323	8,887	8,436	583.1	6,186	2.80
H27	18,212	9,344	8,868	613.6	6,785	2.68
R2	19,732	10,070	9,662	664.8	7,650	2.58

資料：埼玉県統計年鑑





(2) 地区別・年齢構成別人口

年齢構成は地域により異なり、福田地区、土塩地区、山田地区、中尾地区、水房地区などは高齢化率が高い一方、月の輪地区及び月輪地区、都地区では14歳以下の年少人口比率が15～20%に上るなど、地域の差異が広がっている。また、昼間人口も増えており、南部地域にある工業団地などが影響していると考えられる。

このように、人口の増加が進む月の輪をはじめとする南部地域では避難や備蓄品など、大規模災害発生時には様々な混乱が生じる可能性があるとともに、地域コミュニティの災害対応力なども懸念される。一方、高齢化が進んでいる福田地区や山田地区などの北部の農村地帯では、避難の際の要配慮者への配慮などについて検討していく必要があるなど、災害対策にあたっては、地域の特性を十分に踏まえていく必要がある。

〔地区別の人口（各年1月1日現在）〕

(単位：人)

地区名	人口		地区名	人口	
	H27年	R7年		H27年	R7年
下福田	885	758	月の輪	1,559	2,114
上福田	579	514	都	751	930
山田	691	568	六軒	1,884	1,846
土塩	370	318	羽一	1,608	1,774
和泉・菅田	599	485	羽二	1,187	1,073
中尾	363	306	羽三	166	128
伊古	453	381	みなみ野	1,769	2,079
水房	228	201	月の輪	4,656	6,282
合計				17,748	19,757

〔地区別の年齢構成（令和7年1月1日現在）〕

(単位：人)

地区名	年齢構成			地区名	年齢構成		
	14歳以下	15～64歳	65歳以上		14歳以下	15～64歳	65歳以上
下福田	79	389	290	月の輪	421	1,269	424
上福田	46	273	195	都	150	616	164
山田	44	274	250	六軒	177	1,162	507
土塩	25	178	115	羽一	235	1,056	483
和泉・菅田	59	265	161	羽二	147	586	340

第1部 総則 第3章 町の防災環境
第2節 社会環境

中尾	26	157	123	羽三	7	67	54
伊古	31	218	132	みなみ野	237	1,352	490
水房	18	99	84	月の輪	1,183	4,295	804
合計					2,885	12,256	4,616

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査

2 世帯、人口動態

町の一般世帯数は増加しており、令和2年の国勢調査では7,640世帯となっている。一般世帯の内訳をみると、単独世帯が2,212世帯と大きく伸びており、核家族世帯（4,758世帯）と合わせると9割を占め、核家族化・小家族化が進んでいる。単独世帯については、65歳以上の世帯主の増加が著しく、令和2年は632世帯となり、高齢者夫婦世帯も808世帯に上り、災害時に支援が必要と考えられる世帯が増加している傾向がうかがえる。

また、町では近年、およそ1,000人が転入しており、地域の災害特性などを把握していない方や地域とのつながりの希薄化などが懸念され、家庭や地域のつながりを深めながら個人並びに地域の防災力の向上を図ることが重要となっている。

〔世帯数の推移（各年10月1日現在）〕

		一般世帯数	核家族世帯	単独世帯	うち 65歳以上	(再掲) 高齢夫婦世帯※
H12年	世帯	3,920	2,424	654	105	211
	割合(%)	100.0	61.8	16.7	2.7	5.4
H17年	世帯	5,075	3,281	923	165	335
	割合(%)	100.0	64.7	18.2	3.3	6.6
H22年	世帯	6,179	3,832	1,498	302	487
	割合(%)	100.0	62.0	24.2	4.9	7.9
H27年	世帯	6,775	4,211	1,815	498	653
	割合(%)	100.0	62.2	26.8	7.4	9.6
R2年	世帯	7,640	4,758	2,212	632	808
	割合(%)	100.0	62.3	29.0	8.3	10.6

※夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

～核家族世帯と単独世帯の合計～
平成22年 令和2年
5,330世帯→6,970世帯
86.2%→91.2%

～65歳以上の単独世帯と
高齢者夫婦世帯の合計～
平成22年 令和2年
789世帯→1,440世帯
12.8%→18.8%

〔人口動態（各年10月1日現在）〕

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増減数	転入数	転出数	社会増減数
H30年	185	161	24	1,162	765	397
R1年	172	149	23	1,086	807	279
R2年	169	163	6	967	699	268
R3年	155	177	-22	854	691	163
R4年	148	179	-31	965	868	97
R5年	138	150	-12	896	842	54
R6年	128	207	-79	979	879	100

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

3 経済・土地利用

町は、昭和29年11月、町村合併促進法に基づき、福田村（滑川の以北）と宮前村（滑川の以南）の合併により誕生した。その名称は、町の中央を貫流する1級河川滑川に由来する。

合併以来、米、麦及び養蚕を主力とした農業中心の町づくりを展開してきたが、昭和41年に首都圏近郊整備地帯に指定された結果、農村地帯からの脱皮が徐々に図られ、さらに昭和45年には、都市計画決定がなされ、都市的土地利用に対応した用途区分の設定がなされた。関越自動車道や国道254号線などの交通条件を生かして工業団地が形成され、工業団地内には50社以上の企業の誘致が図られた。また、国が明治100周年事業として行ってきた「国営武蔵丘陵森林公園」が昭和49年に完成したことにより、レクリエーション地域としても発展し、令和6年度の年間来場者数は約70万人となっていることから、就業者や観光客等の避難対策についても検討していく必要がある。

土地利用状況は、市野川以南の南部地区では市街化を促進する区域となり住宅地としての土地利用が図られ、森林公園駅のみなみ野地区及び月の輪地区では土地区画整理事業によって、良好な住宅市街地が形成されている。

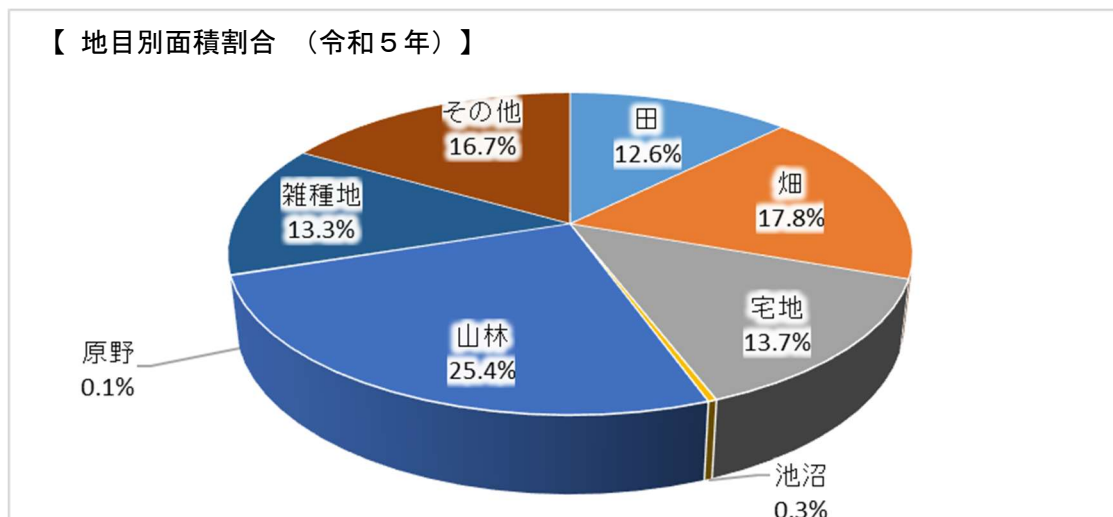
一方、市野川より以北では、平坦地や谷津田（谷にある湿地）の水田、丘陵地を利用した畑地など農業を中心とした土地が残されている。丘陵地の山林は、武蔵丘陵森林公園やゴルフ場として利用されているが、人工的に手の加えられていない自然のままの山林も多く残されている。

令和5年の土地利用状況では、「山林（754.1ha）」が最も多くを占め、次いで「畑（529.1ha）」、「その他（496.1ha）」、「宅地（407.8ha）」と続いている。平成23年と比較すると、「宅地」は最も面積を拡げており、町の総面積の約14%を占めている。

単位：ha

年次	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総数
平成23年	400.4	551.7	374.3	9.6	757.8	2.9	392.5	481.8	2,971.0
平成25年	396.6	549.1	379.6	9.6	770.6	3.0	375.7	486.8	2,971.0
平成27年	391.0	548.4	384.9	9.6	778.1	3.0	366.3	486.7	2,968.0
平成29年	390.3	545.0	391.4	9.6	773.6	3.0	368.1	487.0	2,968.0
平成31年	383.9	540.8	397.1	10.2	769.0	2.8	372.8	491.4	2,968.0
令和3年	374.7	534.6	403.7	10.2	760.6	2.7	385.3	496.2	2,968.0
令和5年	373.7	529.1	407.8	10.2	754.1	2.6	394.4	496.1	2,968.0

資料：埼玉県統計年鑑



4 滑川町の建築物の現状

町内における旧耐震基準（昭和56年以前）で建築された建物は、六軒地区や月輪地区、羽尾地区の北部などでみられる。耐震改修工事を行っていない建築物については、現行の耐震基準を満たしていないおそれがあるため、住民への啓発に努め、耐震化改修の促進を図る必要がある。

5 交通

町の主要道路として、主要地方道深谷・東松山線、一般県道ときがわ・熊谷線、福田・鴻巣線などの県道が挙げられる。特に深谷・東松山線は近隣の核都市である熊谷市と東松山市を結ぶ主要道である。さらに、広域の幹線道路として関越自動車道が通り、東松山インターチェンジや嵐山小川インターチェンジから都心方面や群馬・新潟方面に向かうことができる。また、国道254号バイパス整備の促進もあって、周辺都市との連絡網が順調に整備されてきている。

道路以外の交通手段として森林公園駅、つきのわ駅を持つ東武東上線が町の南部を走っている。本線は、終点の池袋まで複線化され、東京までの住民の足として重要性の高い交通手段であり、森林公園駅の令和6年度の1日平均乗降人員は12,160人、つきのわ駅の1日平均乗降人員は5,290人となっている。

また、町内にはバスが3路線走っているが、森林公園駅と森林公園南口及び立正大学をつなぐ路線を除いては、運行間隔が長く乗車人口も少ない。その他、町では週5回のデマンド交通を運行し、バス路線以外の区域をカバーしているほか、羽田空港や成田空港と森林公園駅間を結ぶリムジンバスが1日に6便運行している。

第3節 過去の災害履歴

第1 風水害等

昭和30年以降の町における過去の災害状況をみると、その原因は台風、降ひょう又は集中豪雨を伴った雷雨及び火災に大別されるが、主な被害内容は次のとおりである。

西暦(和暦)	cd種別	主な被害
1956.4.30 (昭和31年)	晩霜	【町内の被害】 桑園に多大な被害が発生。
1958.7. (昭和33年)	早ばつ	【町内の被害】 作付け不能水田の被害が発生。
1959.9.26 (昭和34年)	台風15号(伊勢湾台風)	ほぼ全国にわたって甚大な被害を及ぼした。 熊谷気象台では、最大瞬間風速31.6m/sを記録。 【町内の被害】 家屋倒壊等住家に多大の被害が出る。
1966.9.25 (昭和41年)	台風26号	県内全域に死者28名、床上浸水6,699戸、家屋被害、土砂崩れなど、人的、物的に大きな被害をもたらす。被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかった。 熊谷気象台では、最大瞬間風速41.0m/sを記録。 【町内の被害】 農作物等に多大の被害が発生。
1982.7.31~8.2 (昭和57年)	台風10号	死者4名、床上浸水151戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。 【町内の被害】災害対策本部設置 住家一部破損 31戸 住家床下浸水 7戸 道路被害 27箇所
1982.9.11~9.12 (昭和57年)	台風18号	死者1名、床上浸水13,760戸等、平野部を中心に県内全域に大きな被害が発生。 【町内の被害】災害対策本部設置 住家一部破損 1戸 住家床上浸水 30戸 住家床下浸水 63戸 道路被害 78箇所 ため池の決壊 3箇所(中尾の入沼、上沼、上福田の耕作沼)
1999.8.14~8.15 (平成11年)	大雨	県内全域に大雨による被害が発生した。 【町内の被害】 住家床上浸水 1戸 住家床下浸水 11戸 市野川の氾濫、道路冠水など大きな被害をもたらす。
2008.4.7~4.8 (平成20年)	大雨	【町内の被害】 道路冠水 2箇所(みなみうどん・滑高西通線) 非住宅床下浸水2箇所(農協ガソリンスタンド・服部レンタサイクル)
2011.7.19~7.20 (平成23年)	台風6号	県内では、熊谷で19日03時から20日19時までの総雨量が238.0mmを観測したほか、ときがわでも288.0mmを観測した。 この影響で1名の負傷者のほか、床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生した。 【町内の被害】 ・非住宅3棟床下浸水 ・道路冠水6か所

第1部 総則 第3章 町の防災環境
第3節 過去の災害履歴

西暦(和暦)	cd種別	主な被害																																	
2013.9.16 (平成 25 年)	突風	<p>大型の台風 18 号が関東地方に接近した9月 16 日未明、滑川町福田地区から熊谷市東別府地区にかけて発生した突風で、気象庁では竜巻の可能性が高いと判断している。被害の範囲は長さが 13km、幅は 200m で、この竜巻の強さは、藤田スケール※で「F1」と推定された。</p> <p>※藤田スケール:竜巻(トルネード)を強度別に分類する等級</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家一部損壊 10 棟 ・非住家一部損壊3棟 ・その他4件 																																	
2014.2.8,14,15 (平成 26 年)	大雪	<p>急速に発達しながら進んだ低気圧の影響で、関東甲信は2月8日(土)、記録的な大雪となった。さらに翌週の2月 14 日(金)朝から 15 日(土)にかけて激しく雪が降り、県内全域に大雪警報が発令され、熊谷市では 62 cmの積雪を記録し、観測を始めた 1954 年以來、最高となった。滑川町でも 60 cmを超える大雪となり、町内では雪の重みでカーポートなどが押しつぶされる被害が相次いだほか、ごみの収集中止、幼稚園及び小・中学校の休校など、様々な影響が及んだ。</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害(救急搬送) 転倒事故4件、車両事故2件 ・住宅等被害 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">件数 (世帯数)</td> <td>住家</td> <td>屋根</td> <td>ベランダ ・テラス</td> <td>アンテナ</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>365</td> <td>117</td> <td>146</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">件数 (世帯数)</td> <td>非住家</td> <td>カーポート</td> <td>車</td> <td>物置</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>396</td> <td>264</td> <td>218</td> <td>122</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・農業施設等被害 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">件数 (世帯数)</td> <td>倉庫等</td> <td>施設等</td> <td>トンネル ハウス</td> <td>ハウス</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>51</td> <td>12</td> </tr> </table>	件数 (世帯数)	住家	屋根	ベランダ ・テラス	アンテナ	その他		365	117	146	95	件数 (世帯数)	非住家	カーポート	車	物置	その他		396	264	218	122	件数 (世帯数)	倉庫等	施設等	トンネル ハウス	ハウス	その他	15	7	6	51	12
件数 (世帯数)	住家	屋根		ベランダ ・テラス	アンテナ	その他																													
		365	117	146	95																														
件数 (世帯数)	非住家	カーポート	車	物置	その他																														
		396	264	218	122																														
件数 (世帯数)	倉庫等	施設等	トンネル ハウス	ハウス	その他																														
	15	7	6	51	12																														
2015.9.9~10 (平成 27 年)	大雨被害	<p>台風 18 号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第 17 号の周辺から南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。</p> <p>町においても、市野川が濁流と化し、水位が上昇し、水位は橋桁まで達したため、消防・警察と連携し、羽平橋の一部区間を通行止めにするなどの被害が生じた。</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者2名 ・道路冠水 15 件 ・法面土砂崩れ3件 (円正寺南、滑川環境保全付近道路、山田東松山市境) ・通行止め2箇所(羽平橋、中村商店付近) 																																	
2016.8.28 (平成 28 年)	台風9号	<p>最大1時間降水量 45.0 mm、降水量累計 145.0 mm</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者5名 ・土砂崩れ2箇所(下福田地内、山田地内) ・道路の冠水6箇所(山田地内、月輪地内、十三塚、月輪地内) ・宅地内の冠水4箇所(月輪、羽尾二区、下福田) ・通行止め5箇所(月輪地内、水房地内、伊古地内、都地内、月輪新郷橋) 																																	

西暦(和暦)	cd種別	主な被害
2019.10.12 (令和元年)	台風19号	<p>最大1時間降水量 27.5 mm、降水量累計 293.0 mm</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者 71 名 ・土砂崩れ5箇所(上福田地内、和泉地内、山田地内、伊古地内) ・道路の冠水 11 箇所(月輪地内、水房地内、伊古地内、羽平橋、羽尾十三塚地内、羽尾地内) ・宅地内の冠水5箇所(月輪、水房、伊古) ・通行止め 11 箇所(月輪地内、水房地内、伊古地内、羽平橋、羽尾十三塚地内、羽尾地内)
2022.7.12 (令和4年)	豪雨	<p>最大1時間降水量 23.0 mm、降水量累計 167.0 mm</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者 7 名 ・土砂崩れ2箇所(和泉地内、羽尾地内) ・道路の冠水 11 箇所(県道ときがわ熊谷線(月輪地内)、県道深谷・東松山線バイパス(羽尾地内)、町道 102、127、239、258 号線(月輪地内)、町道 9314 号線(羽尾十三塚地内) ・宅地内の冠水4箇所(月の輪地内、月輪地内、福田地内、都地内) ・通行止め4路線(町道 102、127、239、258 号線(月輪地内)) ・車両水没 普通車 2 台、トラック 1 台 ・公共下水オーバーフロー 3箇所 羽尾地内 ・倒木 1箇所 山田地内 ・陥没 1箇所 月の輪地内(中丸公園内)
2024.8.7~8 (令和6年)	大雨被害	<ul style="list-style-type: none"> ・道路通行止め4路線(月輪地内2路線、月輪(六軒)地内1路線、月の輪地内1路線) ・冠水 20 箇所 道路6箇所: 月輪地内2箇所、月の輪地内1箇所、みなみ野・十三塚地内1箇所、都地内1箇所 床上浸水3棟: 月輪(六軒)2棟、羽尾1棟 床下浸水11棟: 月輪(六軒)2棟、月の輪7棟、みなみ野2棟 ・自動車立往生: 普通車6台(月輪地内4台、月の輪地内2台) ・車両水没: 多数 ・罹災証明: 7件 ・被災証明: 6件

第2 地震災害

町周辺及び県に被害を及ぼした地震は次のとおりである。

西暦(和暦)	震源地(地域)／地震名(災害名)	M	主な被害
818. . (弘仁9年)	(関東諸国)	7.5 以上	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数。関東平野北西縁断層帯で発生した可能性がある。
878.11.1 (元慶2年)	(関東諸国)／相模・武蔵地震	7.4	相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。
1615.6.26 (慶長20年)	(江戸)／慶長江戸地震	6.5	家屋破潰、死傷多く、地割れが生じた。詳細不明。震源域の特定が不明であるが、都心西部と考えられる。
1649.7.30 (慶安2年)	(武蔵・下野)／慶安江戸地震	7	川越を中心に被害。圧死者多数、町屋 700 軒ばかり大破。立川断層帯での発生した可能性がある。
1703.12.31 (元禄16年)	関東南部／元禄大地震	8.2	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きく、房総では津波に襲われ多数の死者がでた。1923年関東地震と被害の範囲や地殻変動の様子が似ているといわれる。 【県内の被害】 被害の詳細は不明だが、蔵などでは震度5程度と推定される。
1791.1.1 (寛政2年)	川越・蔵	6.3	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の破。川越で喜多院の本社屋根など破損。 推定震度は5程度。
1854.12.23 (安政元年)	駿河湾から遠州灘沖／安政東海地震	8.4	安政南海地震とともに一連の東海・東南海・南海連動型地震として扱われる。 駿河湾岸沿いにおける震害が特に著しく、駿河湾西側及び甲府盆地では軒並み震度7と推定される。 【県内の被害】 蔵、桶川、行田では、震度5程度と推定される。
1855.11.11 (安政2年)	東京湾北部／安政江戸地震	6.9	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内で強かった。 【県内の被害】 埼玉県推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで土手割れ噴砂等の被害があった。 死者3名、負傷者 1,724 名、家屋全壊 27 棟。幸手付近で家屋 3,243 棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1894.6.20 (明治27年)	東京湾北部／明治東京地震	7	東京の下町と神奈川県横浜市、川崎市を中心に被害をもたらした。 【県内の被害】 南部で被害があった。飯能では山崩れ幅 350 間約 630m あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7 (明治27年)	東京湾北部	6.7	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多数。

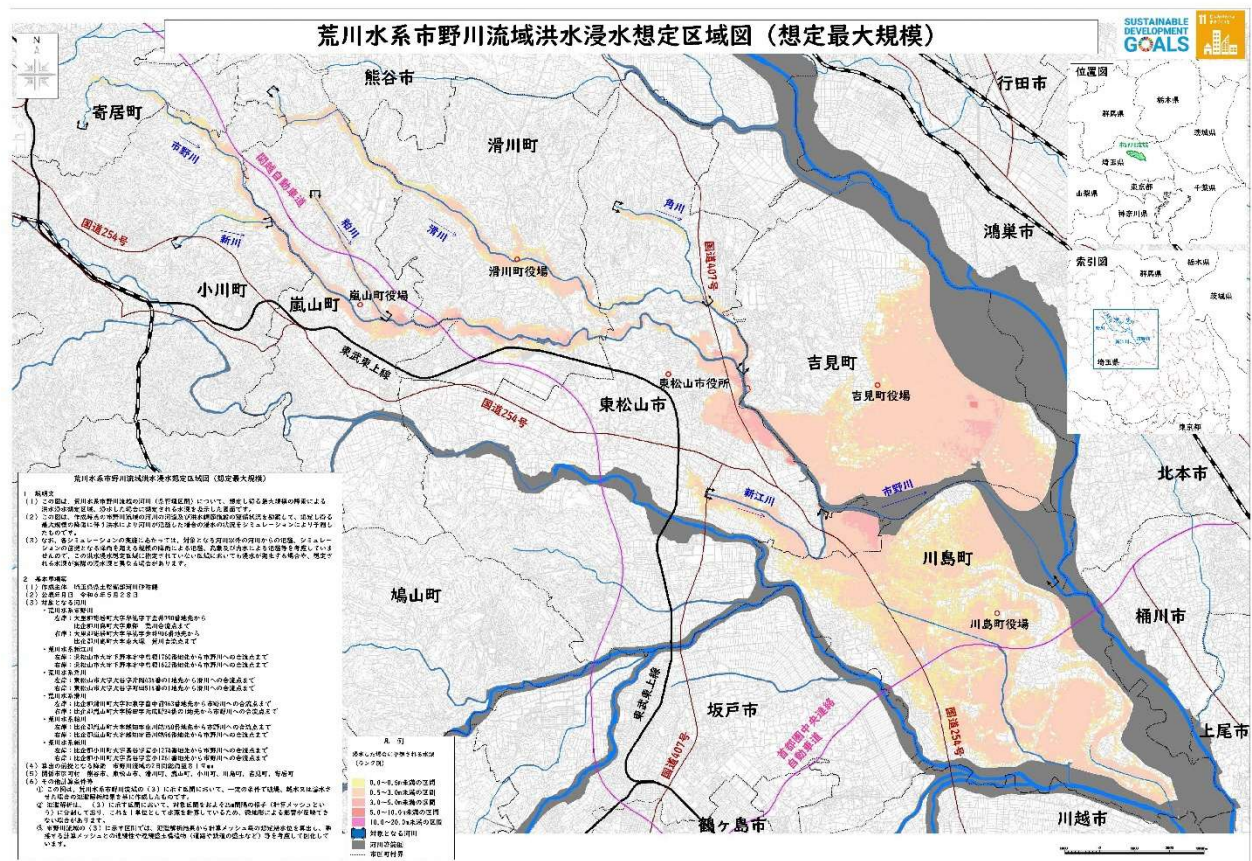
西暦(和暦)	震源地(地域)／地震名(災害名)	M	主な被害
1923.9.1 (大正12年)	神奈川県相模湾北西沖／関東地震(関東大震災)	7.9	神奈川県を中心に千葉県・茨城県から静岡県東部までの内陸と沿岸の広い範囲に甚大な被害をもたらした。 振動による建物の倒壊のほか、液状化による地盤沈下、崖崩れ、津波による被害が発生した。地震の発生時刻が昼食の時間帯と重なったことから火災も発生し、多数の犠牲者が出た。 【県内の被害】 死者・行方不明者411名、負傷者497名、家屋全壊9,268棟。 県内のほぼ全域で震度5～6の揺れ。
1931.9.21 (昭和6年)	埼玉県大里郡寄居町付近／西埼玉地震	6.9	【県内の被害】 死者11名、負傷者114名、住家全壊63棟。 震源の深さは3kmとたいへん浅く、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に被害が生じた。地面の亀裂、地下水や土砂の噴出、井戸水の濁りなどが広い範囲で見られ、火災も発生した。 この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されている。
1968.7.1 (昭和43年)	埼玉県中部／埼玉県中部地震	6.1	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷者6名、家屋一部破損50棟、非住家被損1棟、栃木で負傷者1名
2011.3.11 (平成23年)	太平洋三陸沖／東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9	宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とした海溝型地震で、日本における観測史上最大の規模を記録した。震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲(およそ10万平方キロメートル)に及び、震源域に近い東北地方の太平洋岸では大規模な津波も発生した。地震動は宮城県北部で震度7を観測した地域もあり、本州・東日本の広範囲で強く揺れ、関東地方では液状化現象も多発した。この地震による死者・行方不明者は1万9千人に上る。 【町内の被害】 震度4を観測、被害状況は以下のとおり。 ・住宅被害一部破損56棟(屋根ぐし、瓦) ・非住宅32棟(屋根ぐし、瓦) ・ブロック塀1か所 ・墓石倒壊16件 また、福島第一原子力発電所事故によって放射性物資が拡散したため、本町においても放射性物質測定などを行った。 さらに、計画停電などにより、様々な混乱が生じることとなった。

第4章 被害想定

町における災害対策の前提として、洪水・土砂災害・地震に関する調査や被害想定等が、県により整理・公表されている。本章では被害のおそれのある地域とその程度等を明らかにするとともに、「第1節 浸水想定」、「第2節 土砂災害」は本計画「第3部 風水害対策計画」において、「第3節 地震被害想定」は「第4部 震災対策計画」において計画の前提条件として位置づけるものである。

第1節 浸水想定

水害は地形条件と密接な関係があり、洪水（浸水）は低地の微地形との関係が深く、浸水域は、周辺との比高差（凹地形）のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地（谷底平野：谷津）は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期たん水しやすい。洪水浸水想定区域については、埼玉県により市野川流域洪水浸水想定区域及び和田吉野川流域洪水浸水想定区域が指定され、町における浸水想定の高さとして市野川で5m未満、滑川と和田川で3m未満となるケース（2日間の総雨量が市野川流域で819mm、和田吉野川流域で870mmを想定）が示されている。



第3節 地震被害想定

第1 概要

1 想定地震

県は、平成24～25年度の2か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、本県では今回が5回目の実施となる。

想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

なお、県の想定地震は、地震調査研究推進本部の最新の評価が反映されていないため、本計画では埼玉県と同様に、関東平野北西縁断層帯については深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定している。

〔想定地震の一覧〕

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.1%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

〔想定地震の断層位置図〕



2 想定条件

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測が行われた。

○季節・時刻3ケース	
・冬5時	－大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
・夏12時	－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
・冬18時	－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
○風速2ケース	
・3m/s	－平均的な風速のケース
・8m/s	－強風のケース

第2 町の被害想定

1 予測震度

埼玉県が想定した5種類の地震による被害想定の詳細について、予測震度は下表に示すとおりである。

■想定地震の予測震度

想定地震名	県内の最大震度	最大震度となる市区町村	町の最大震度
東京湾北部地震	6強	南部を中心に11市区町	5弱
茨城県南部地震	6強	東部を中心に5市区町	5弱
元禄型関東地震	6弱	南東部を中心に15市区町村	5弱
関東平野北西縁断層帯地震	7	中部から北部を中心に18市区町	6強
立川断層帯地震	6強	南中部を中心に5市	5強

2 町の被害予測

埼玉県地震被害想定調査に基づく町内の被害想定は、以下に示すとおりである。

この中で町に最も大きな被害をもたらすと考えられるものは関東平野北西縁断層帯地震で、建物被害については、全壊が394棟、半壊が793棟と予想されている。人的被害については、死者が27人、負傷者が178人、うち重傷者が33人に及び、避難者は3,017人（1ヶ月後）、帰宅困難者は3,915人と予想されている。

一方、ライフラインへの影響は、上下水道と電力への影響が大きいと予測されている。

第1部 総則 第4章 被害想定
第3節 地震被害想定

■県による町の地震被害想定結果

区分	種別	被害内容	単位	東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野 北西縁断層	立川断層	備考		
建築物	揺れ	全壊数	棟	0	0	0	394	0	冬 18 時風速 8m/s		
		半壊数	棟	0	0	0	793	0			
	火災	焼失棟数	棟	0	0	0	57	0			
人的被害	建物・火災等による死者	建物倒壊	人	0	0	0	27	0	冬 5 時		
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	0			
		火災	人	0	0	0	0	0			
		合計	人	0	0	0	27	0			
	死傷者	死者	人	0	0	0	27	0	冬 5 時 風速 8m/s		
		負傷者	人	0	0	0	178	0			
		うち重症者	人	0	0	0	33	0			
		死者	人	0	0	0	14	0	夏 12 時 風速 8m/s		
		負傷者	人	0	0	0	111	0			
		うち重症者	人	0	0	0	17	0			
		死者	人	0	0	0	19	0	冬 18 時 風速 8m/s		
	負傷者	人	0	0	0	121	0				
	うち重症者	人	0	0	0	21	0				
人的被害	避難者	1日後	人	1	0	1	1,505	3	冬 18 時 風速 8m/s		
		一週間後	人	1	0	1	2,235	3			
		1ヶ月後	人	1	0	1	3,017	3			
	帰宅困難者 ※内閣府	(外出先) 県内	人	1,161	722	959	1,455	1,434	夏 12 時		
		(外出先) 都内	人	1,131	38	1,125	1,154	1,128			
		(外出先) 他県	人	32	46	29	105	51			
		合計	人	2,324	806	2,113	2,714	2,613			
		(外出先) 県内	人	706	439	583	885	872	冬 18 時		
		(外出先) 都内	人	688	23	684	702	686			
		(外出先) 他県	人	19	28	18	64	31			
		合計	人	1,413	490	1,285	1,651	1,589			
		帰宅困難者 (町内)	人		2,487	1,629	1,987	3,607		3,203	平日 12 時
					1,506	1,150	1,075	2,246		1,986	平日 18 時
					2,855	1,677	2,250	3,915		3,455	休日 12 時
	1,621			1,049	1,281	2,427	2,223	休日 18 時			

区分	種別	被害内容	単位	東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野 北西縁断層	立川断層	備考	
ライフライン	上水道	被害箇所数	件	0	0	0	61	0		
		断水人口	人	0	0	0	12,344	0	1日後	
	下水道	被害延長	km	3	0	2	10	4		
		機能支障人口	人	955	26	492	3,141	1,407		
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	4	0		
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0		
	電力	地震直後	停電世帯数	世帯	0	0	0	6,186	0	火災なし
			停電率	%	0.00	0.00	0.00	100.0	0.00	
	電力	1日後	停電世帯数	世帯	0	0	0	1,524	1	冬18時 風速8m/s
			停電率	%	0.00	0.00	0.00	24.63	0.01	
	電話		不通回線数	件	0	0	0	47	0	冬18時 風速8m/s
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	1.10	0.01	

注) 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

注) ただし、季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目について風速が最大の場合の結果を示している。

注) 表中の帰宅困難者（外出先）は、滑川町民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

帰宅困難者（町内）は、町外在住の方が町内に通勤・通学などで所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、町内に留まり帰宅困難となる人を指す。

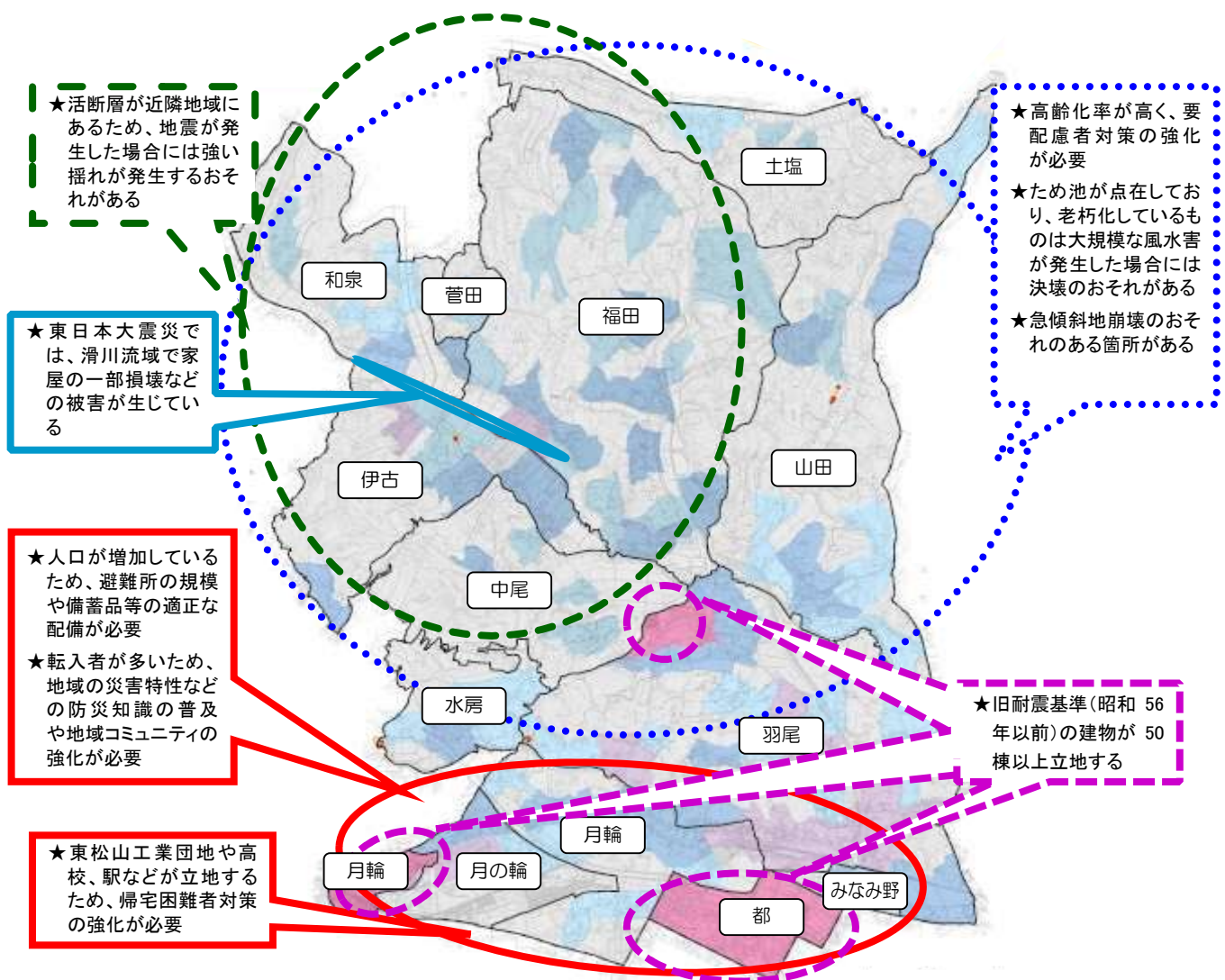
資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」(平成26年3月、埼玉県)

第4節 町の災害特性

町内に活断層は確認されていないものの、間近には関東平野北西縁断層帯に属する江南断層などがある。県の被害想定でも、関東平野北西縁断層帯で地震が発生した場合、マグニチュード8.1、町では最大震度6強が予測され、その他町内の広い範囲で、震度6弱から6強の大きな揺れが発生し、人的被害や建物、ライフライン等に大きな被害が及ぶことが考えられる。また、町内には土砂災害危険箇所や老朽化したため池が点在しており、地震はもとより、台風や集中豪雨、長雨などの際には、土砂災害やため池の決壊のおそれもある。加えて市野川、滑川、和田川の沿川での浸水被害及び窪地、道路、アンダーパス等での冠水被害が考えられる。

さらに、社会的特性からみると、市野川南部では、土地区画整理事業により良好な住宅地の整備が進み、転入による人口増となっている地域や工業団地などが立地し、都市化が進む地域がある一方、市野川以北では、農業を中心とした地域や人工的に手の加えられていない自然のままの山林が多く残されており、人口減少や少子高齢化が進んでいる。また、核家族化や小家族化も進んでいるため、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯などが増えている。

このように町では、社会的特性及び自然的特性が地域により大きく異なるため、地域の災害特性を踏まえた災害対策を推進していく必要がある。



第1 火災の概況

火災の発生、拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係を持っている。火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季に多数発生する。多くは、火気取扱の不注意や不始末からの失火によるものなど、そのほとんどは人間の過失又は故意によるものであり、火気の手扱いには十分な注意を払う必要がある。

また、電気やガスなどの生活用品からの火災発生の危険性もあるため、住宅用火災警報器の設置推進などにより住宅防火に取り組む必要がある。

第2 風水害等の危険性

水害や土砂災害は気象災害の一部である降雨災害（降雨が多いため災害）に含まれる。これら以外で、町で生じる気象災害としては、風災害、大気乾燥、渇水・干害、猛暑害（熱中症や機能低下等の疾病、自然発火、農業被害）、雷害、ひょう害、竜巻などが挙げられる。また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。

〔町で予想される気象災害〕

大雨災害	浸水害、土砂災害
その他の降雨災害	土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）
風災害	風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）
雪害	積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故）
酷寒（気温低下）災害	凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）
酷暑（気温上昇）災害	膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）
霜害	農作物被害
ひょう害	人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
雷害	人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
霧害	交通視界困難
湿度害	疾病

また、これまで発生の履歴はないが、鉄道及び道路交通等の事故、ガス及び火薬類等の危険物の爆発等による産業災害などの大規模事故災害などについても、町内に発生しうる災害として挙げられる。

第5章 防災対策の基本方針

第1節 基本的視点

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、大きな揺れや大規模な津波の発生に加え、原子力発電所事故による放射性物質の拡散という事態も発生し、極めて甚大な被害をもたらした。この地震は、私たちに災害の発生を防ぎきれないことや、1つの災害が他の災害を誘発することなど、改めて自然の猛威を見せつけるものとなった。

しかし同時に、私たちはこの巨大な地震災害から、自助・共助の重要性や災害対策に想定外がなくてはならないことなど、様々な課題や教訓を得られることとなった。これらの教訓をしっかりと受け止め、さらなる災害対策の向上につなげていくことが急務となっている。

災害対策にあたっては、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じてできるだけ被害の最小限化を図る「減災」の考え方を徹底することが重要となる。そこで、今回の町防災計画の策定にあたっては、住民の生命及び財産を守るために様々な事態に適切・迅速に対応しうる実効性のある仕組みの再構築を災害対策のあらゆる分野で取組んでいく必要がある。そのため、町は防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として公助の強化を図っていかなければならない。また、行政がすべての事態に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得ることから、住民や事業者による自助・共助の取組も重要となる。

こうした認識を共有して、町全体で災害対策を進めていくため、以下の基本的視点に基づき、計画の作成を行う。

1 被害を最小化する「減災」

災害は発生するという前提に基づき、いかなる災害が発生した場合にも、その被害を最小にするという「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立ち、防災関係施設及び設備の整備といったハード面と、情報、教育、訓練といったソフトの両面から防災体制の整備を図り、被害を最小限にとどめるよう防災対策を展開していく。

2 危機管理体制の整備：公助

防災対策は、災害に対する日常からの取組が重要であるため、町は災害対策の中核機関として災害対応能力が高められるよう、各種施策の実施に際し防災の考えを組み込むとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

3 自助・共助

災害に対しては、「自分の命は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という自助・共助が不可欠となることを広く啓発し、住民及び自主防災組織等の自主的な防災対策の活発化を図る。また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方に立った、住民自身が対応可能な防災対策を推進する。

さらに、地区防災計画の策定や個別避難計画への関り方を含め、地域住民・自主防災組織・団体等が災害対応に参画する仕組みなど、協働（連携）体制による地域防災力の向上を図る。

4 地域特性を踏まえた災害対策

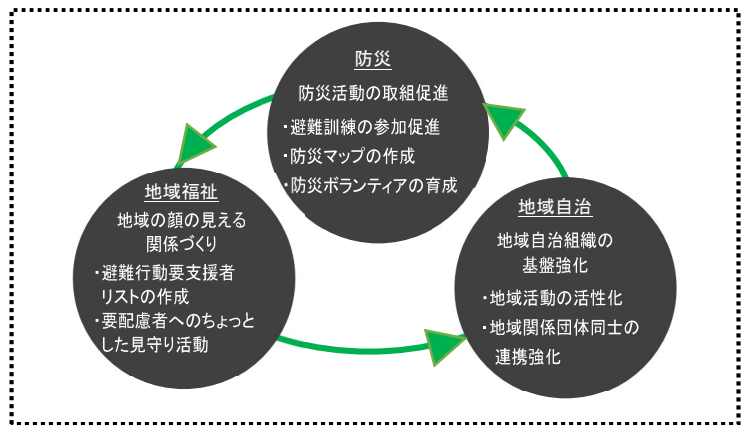
地域の自然的特性及び社会的特性を踏まえながら、自助、共助、公助の連携による地域特性を反映した防災対策の推進を図る。

5 男女共同参画

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

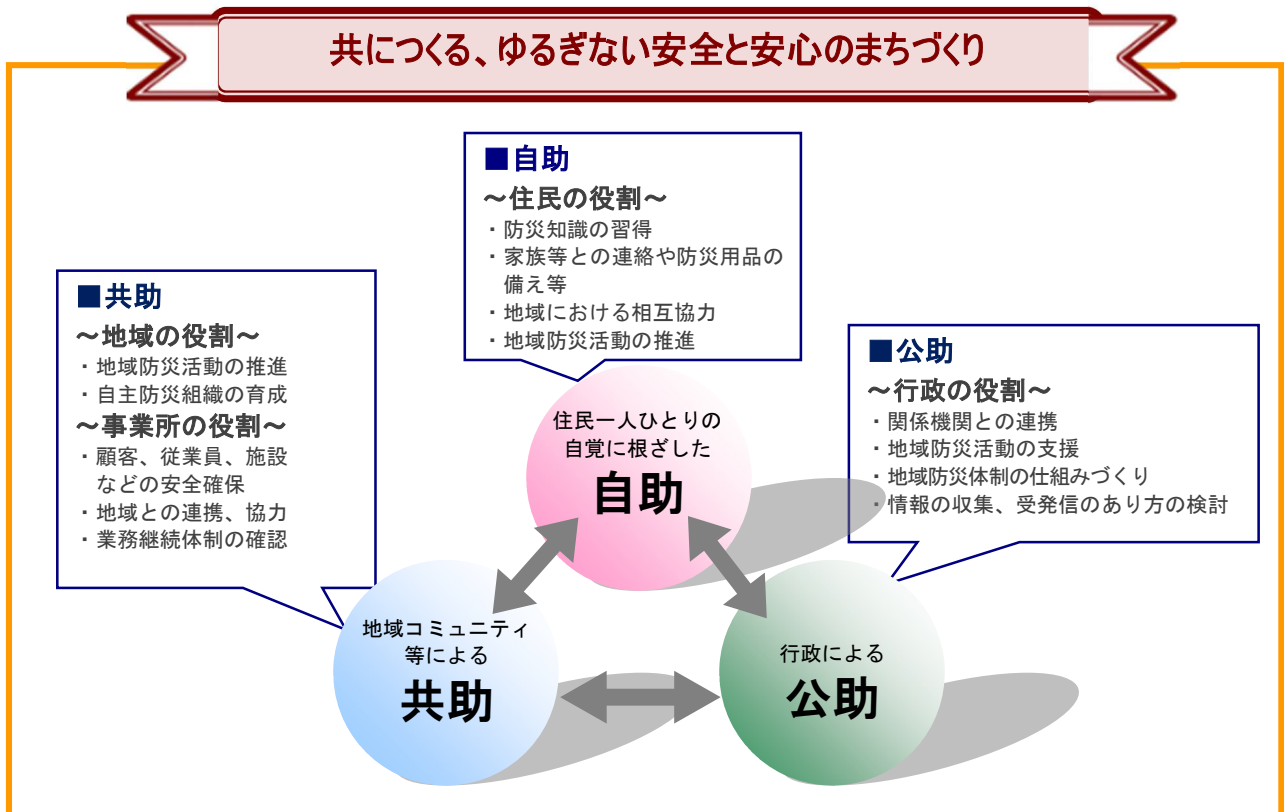
第2節 防災対策の基本理念

町のこれまでの災害の主なものは、大雨や台風による豪雨などだったが、東日本大震災では、人的被害はなかったものの、建物の一部損壊などの被害が生じるとともに、福島の原子力発電所事故による放射性物質の拡散や計画停電により、住民生活にも影響が及び、様々な混乱が生じることとなった。また、この地震による地殻変動により地震活動の活発化が指摘されており、住民の災害に対する関心も高まっている。



そこで、本計画は東日本大震災を教訓として、町が一体となって災害対策を推進していくため、「自助」「共助」「公助」における災害対応能力を高めることを重視する。災害から1人でも多くの貴重な生命及び財産を守るため、「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による“自助”の考え方、「自らのまちは自らが守る」という“共助”の考え方、この2つの基本理念を浸透させ、日常的に防災・減災のための活動展開を図るとともに、公助として町は防災体制の整備や個人・地域の取組を支援するなど、それぞれの役割及び責任を明確にししながら、地域防災力の向上に努める。

また、災害への備えや対策にあたっては、一時的なものとして捉えるのではなく、日常の生活の中の一部としてとらえ、日頃からの防災活動を通じて、地域の人々のつながりを促進し、さらに福祉力の向上や地域力の強化につながることを目指し、基本理念を「共につくる、ゆるぎない安全と安心のまちづくり」とする。



第3節 減災目標

国においては、大規模な地震に対応するために、被害想定に基づく人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的な減災目標を定め、目標達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める地震防災戦略を平成17年3月に策定した。県でも平成26年3月に「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」において減災目標[※]を設定し、具体的な取組を掲げている。

町内で最も被害が大きいと想定される関東平野北西縁断層帯地震では、死者は30名弱、負傷者は約180名弱に及ぶことが予想されるため、その被害数が半減することを目標とし、県の減災目標を踏まえながら、以下の項目を重点的に取組む。

1 要配慮者対策の充実

- 避難行動要支援者名簿が有効に活用されるように、自主防災組織の防災訓練で避難行動要支援者救助訓練を行ったり、災害時のGISデータの活用手順を確認したりするなど、消防団や自主防災組織、民生委員・児童委員などが連携し、避難行動要支援者支援体制の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿の更新及び適切な保管に努める。
- 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地域においては、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、地区防災計画との整合を図られるよう努める。
- 福祉避難所を設置した場合の運営体制について、町や町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織など関係機関・団体との連携体制、役割分担を確認し、福祉避難所の円滑な設置及び運営を図る。

2 自主防災組織活動の活発化による地域防災力の強化

- 自主防災組織の目的及び役割を明確にするとともに、地域の実情に沿った活動班の編成や構成員一人ひとりの仕事の分担を決めるなど、組織体制の整備を図る。
- 地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と町が連携した防災活動を推進する。
- 消防団や学校、ボランティア等、地域との連携を密にするとともに、自主防災組織同士の情報・人的交流の場・機会を充実する。

3 災害危険要因の軽減

- 県と連携し、土砂災害の指定及び対策の推進を図るとともに、ハザードマップ等による周辺住民への注意喚起、避難路や避難所の選定、防災行政無線（個別受信機）やメールなど多様な手段を活用した避難指示などにより、土砂災害対策の推進を図る。
- 地震による住宅倒壊の危険解消を図るため、多数の者が利用する建築物の耐震化率100%を目指すとともに、その他の住宅等の建物についても、耐震診断及び耐震改修の必要性の周知や費用負担の軽減などに努める。

※「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」減災目標

【減災目標1】死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）

【減災目標2】避難者（1週間後）を約3万人減少させる（約50%）

【減災目標3】ライフラインを60日以内に95%以上復旧する

4 町の災害対策中枢機能の強化

- 災害対策拠点となる施設及び設備が機能するように、非常用電源の設置や燃料の調達体制の構築に努める。
- 情報収集及び伝達のための手段の多様化を図る。
- GISの情報を災害時に迅速かつ効果的に活用できるよう、GISを活用した防災訓練などを取り入れていく。

5 帰宅困難者対策の強化

- 関東平野北西縁断層帯地震の被害想定では、3,910人余りの帰宅困難者が発生すると想定されている。そのため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を住民に徹底する。
- 町には工業団地や高校が立地し、また、ゴルフ場や国営武蔵丘陵森林公園などもあるため、災害の発生時期によっては、多くの帰宅困難者が発生することも考えられる。そのため、町内の事業所や学校と連携を図るとともに、一時滞在施設の確保、支援物資の供給、情報の提供のあり方など、帰宅支援策の充実を図る。

6 災害時医療体制の強化

- 在宅療養患者の把握に努め、入手したデータをGISにも取り入れ、関係機関が共有し、災害時に在宅療養患者を支援できるようにする。
- 救護所の選定や人員配置を定めるとともに、町内の医療機関との連携協力を求めるなど、災害時医療体制の強化に努める。

7 防災教育の充実

- 生涯学習（寿学級）において防災教育の取組を推進したり、公民館活動のサークル団体に対して防災訓練への参加促進を図ったりするなど、様々な学習・活動の機会を通じた防災教育の展開を図る。

8 人材の確保、住民の協力体制の整備

- 大規模災害が発生した場合に、避難所（福祉避難所含む）や救護所の運営などにおいて、災害対策業務を支援してくれる人材が確保できるように、生涯学習等を通じた登録制度などを設け、各種有資格者の把握及び協力要請に努める。

9 避難者の早期減少

- 災害危険区域の理解や家庭内備蓄の充実等により在宅避難の取組を進めるとともに、避難所避難者が早期に自宅での生活に戻れるように、建築物等の耐震化や家具の固定の促進、応急危険度判定の体制整備やライフライン事業者との連携体制の整備などに平常時から取組み、災害時における避難者の早期減少に努める。